

# 組合だより

発行所  
**岡山大学職員組合**  
 〒700-8530 岡山市津島中 2-1-1  
 電話 086-252-1111 (代)  
 (内線) 7168  
 直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

## 参考資料

(様式記入例)

### 勤務状況等報告書

部局名 ○○○○ 職名 教授 氏名 岡山太郎

7月			健康状態自己診断
日	曜日	勤務時間数	
1	木	10:00	特記事項 ・ 無し ・ 有り (該当に○を付す。有りの場合、 以下に健康状態を具体的に記入する。)
2	金	:	
3	土	:	
4	日	:	
5	月	11:00	
6	火	10:30	
7	水	:	
8	木	:	
9	金	:	
10	土	:	
11	日	:	
12	月	12:00	
13	火	:	
14	水	10:30	
15	木	9:00	
16	金	:	
17	土	:	
18	日	:	
19	月	:	
20	火	:	
21	水	:	
22	木	9:00	
23	金	:	
24	土	:	
25	日	:	
26	月	:	
27	火	:	
28	水	:	
29	木	:	
30	金	:	
31	土	:	

\* 勤務時間数は、8時間を超えて勤務した日についてのみ記入する。この場合、休憩時間及び兼業（勤務時間内従事として承認されたものを除く。）に従事した時間は含まない。  
 \* 「健康状態自己診断」欄は、その月の健康状態について記入する。

# 秋から裁量労働制へ！

岡山大学職員組合組織部

かねてから検討されてきた裁量労働制が、10月から実施される見通しとなりました。裁量労働制は「業務の性質上、業務遂行の手段及び時間配分の決定等について本人の裁量に委ねるものとし、その決定に関し、具体的指示を与えないもの」です。「授業時間がおおむね5割に満たない」大学教員に適用が可能になり、岡山大学でも教員の労働実態により適合した制度として導入に向けて検討されてきました。

## みなし労働時間8時間

今回実施予定のものは、医療に携わる教員を除くすべての岡山大学常勤教員（教授、助教、講師、助手）が適用対象になります。適用教員については

実労働時間によらず「みなし労働時間」を8時間とする。したがって、8時間以上働いても時間外手当は出ない。

休日と深夜（午後10時～午前5時）は裁量労働制の適用外なので、時間外手当が出るが、そのためには部長の許可が必要（許可がなければ時間外手当は出ない）。

出勤する義務はあるので、出勤簿への押印は毎日しなければならぬ。

健康と福祉の確保のため、適用教員は勤務時間と健康状態を「勤務状況報告書」に記録し、毎月部局長に提出しなくてはならない。

（次ページへ）  
 時間以上働いている実態を考

(前ページから)

えると「みなし労働時間8時間」というのは不満がありますが、8時間以上を設定すると時間外手当が発生し大学の財政を圧迫すること、および従来から時間外手当は教員には支払われてこなかったこと、を考慮して認められたものです。

と は現行制度と変わりありません。

## 過重労働防止のための 健康管理チェック

は裁量労働制の導入に伴って新たに加わった手間です。裁量労働制を悪用して超勤手当を払わずに長時間労働させる企業があり、過重労働をまねくおそれがあるため、厚生労働省・労働基準監督署は裁量労働制を適用する職場の従業員の健康管理を従来より厳しく使用者に要求しています。

このため裁量労働制を採り入れる以上、は省略することができません。せつかく実情に合う制度を導入しても、教員にとって煩雑な手間のかかるものであつては何のための導入か分か

りません。の趣旨を活かすつ、いかに簡便で使い勝手のよいものにするかが問題でした。

## 勤務時間の厳密管理は 趣旨でない

ある大学では、出勤時刻・退勤時刻・勤務時間すべてを記入させる報告書が作られています。勤務時間だけを記入する方式を採っている大学もあります。

しかし、大学にとって必要なのは過重労働による健康障害の防止であつて、教員の勤務時間を厳密に管理することではないはず。このような観点から岡山大学では、8時間を超える勤務をした日だけ勤務時間を記入する、別紙のような「勤務状況報告書」とすることにしました。

労基法の制約の下で、大学教員の働き方に最も相応しい形を求めたものとして、評価したいと考えています。

## 座標軸

福島大学の畏友伊藤宏之教授から最近の労作別刷りが送られてきたのは、7月も終わる頃であつた。

資料の博搜といい手堅い実証といい見事というほかない。全体の主張も、説得力あるものであつた。豊かな学問的結実を私は感じた。

もつとも、ここでのテーマは、彼の論文にあるのではない。その別刷りと一緒に同封されてきた一枚の紙切れが、私の目を射た。

それは、B5判用紙を半分に折つた印刷物で、おもてに「日本国憲法学習会講師団の設立について」学習会の講師活動をいたします」という文章があり、裏面に学習会講師一覧として、三十名近くの名前や肩書きを記した名簿があつた。

おもての講師団設立趣意書には、憲法改正の議論は「国会議員だけにまかせておけばよいというものではありません」、制定後60年を経過した今日日本は「憲法にふさわしい国になつて

いるのかどうか、なっていない部分があるとすればそれは何故か、「改正」の必要性を説く意見にも「十分耳をかたむけ」「異なる意見を持たれる方々からも学びたいと思います」などといった文章が綴られていた。

裏面の名簿には、伊藤教授を除いて、私が知っている名前は見あたらなかつた。注意を惹いたのは多彩な肩書きである。

福島大学関係の教員が多いのは当然であるが、弁護士、元高校教員の数が半数近くを占めているのである。

この紙切れを見ながら、私は、岡山でも似たようなことは出来ないものかと思つた。風聞によれば、岡山では、日本国憲法を自分自身で読んでみる、自分自身の言葉にしてみるとという試みが始まりつつあるという。

そんな試みが実際に始まるなら、私自身も、そんな人たちの中に入って、一緒に憲法を読んてみたいという気持ちに駆られる。

弁護士、元教員にまで広げれば、岡山でも、憲法学習・講読講師は、相当数集まってくるのではないだろうか。(い)

# 秋の取り組みへ

## 岡大職組三役会議

9月17日のお昼休みに三役会議が開催されました。

会議のテーマは、9月28日開催予定の執行委員会で検討する議題の整理をおこないました。この秋から来春にかけての大きな見通しについて、つぎのような基本方向で執行委員会にはかることになりました。

### (一) 学長交渉

学長交渉の要求書を11月には提出できるように取り組む。要求の柱は次のとおり。

- 1 教育・研究
  - 国立大学法人岡山大学の基本理念
  - 学長選挙制度
  - 定員
  - 予算
  - 運営
- 2 労働条件
  - 労働時間
  - 時間外労働
  - 非常勤職員
- 3 職種別・単組別要求
  - 教員

事務系職員  
技術系職員  
看護師  
附属学園

28日の執行委員会では、こうした方向で、学長交渉について検討されますが、要求内容など、ぜひご意見をお寄せ下さい。

### (二) 規約改正

6月の定期大会において組合規約の改正作業に入ることが確認されましたが、新しい組合像にふさわしい規約づくりに取り組み、来春をめどに討議資料を付して各単組および組合員に検討を呼びかける。

### (三) 岡大職組50周年

#### 記念行事

「いじめ」「ひきこもり」など今学校現場で起きている深刻な問題を大学の課題としても受け止め、教育問題をテーマにしたシンポジウムを企画する。

### (四) 組合員拡大

(二)(三)の課題とも関連させて積極的に組合員拡大に取り組む。

れている風景は、私の世界をどんなに広げたことか。

静物的な風景だけではない。

台風がらみの強風が吹き付けて来る場合もまれではない。そんな逆風の中へ、身体を丸めて突っ込んでいく爽快感をも、時として味わう。ちらと、スピードメーターの表示を眺めながら、ペダルに力をこめるのだ。

道が、太陽を真っ向にして続く場合もある。逆風と、照りつける太陽とに逆らって、私は憑かれたように走り、走り、走り抜ける。

### 逆風の

陽の箭の中へ

まっしぐら

(k)

#### 編集後記

過半数代表委員会が教員の裁量労働制の導入を決めた。全国の裁量労働制のなかでは、ほぼベストの内容であろう。教員の時間管理が、教員評価に結びつくことのないよう配慮されていることも評価できる。(お)

\*前号・新執行部紹介の「副委員長 嶋孝吉」は「大嶋孝吉」の間違いでした。お詫びし訂正致します。